

定 款

株式会社 エーワン精密

< 定 款 >

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エーワン精密 と称し、
英文では、A-ONE SEIMITSU INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 機械工具（コレットチャック、自動旋盤カム及び切削工具）の製造並びに販売
2. 切削工具再生の受託
3. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都府中市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない
事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告す
る。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、19,200,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式等に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。

第 3 章 株 主 総 会

(定時総会の基準日)

第10条 当会社は、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。

(招集地)

第12条 当会社の定時株主総会は、東京都内で開催する。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(参考書類等のインターネット開示)

第16条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、10名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

④ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第19条 取締役は、株主総会において解任する。

② 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③ 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

② 会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、毎事業年度末に決算を行う。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第37条 取締役会の決議により、毎年12月31日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第38条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第39条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

【付則】

1. 平成 2 年 7 月 2 日 制定
2. 平成 13 年 9 月 13 日 改訂
3. 平成 14 年 9 月 13 日 改訂
4. 平成 14 年 10 月 26 日 改訂
5. 平成 14 年 11 月 27 日 改訂
6. 平成 15 年 9 月 27 日 改訂
7. 平成 16 年 8 月 20 日 改訂
8. 平成 16 年 9 月 25 日 改訂
9. 平成 18 年 9 月 23 日 改訂
10. 平成 19 年 9 月 22 日 改訂
11. 平成 21 年 9 月 26 日 改訂
12. 平成 22 年 9 月 25 日 改訂
13. 平成 24 年 7 月 1 日 改訂
14. 平成 27 年 9 月 27 日 改訂
15. 平成 28 年 1 月 1 日 改訂
16. 2020 年 7 月 1 日 改訂